

令和4年度第3回厚木市セーフコミュニティ推進委員会会議次第

日時 令和5年3月17日（金）

午前10時から

場所 あつぎ市民交流プラザ 6階610

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 今後のスケジュールについて .....資料1

(2) 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見書(案)について  
.....資料2

4 そ の 他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進委員会委員名簿

(敬称略・五十音順)

No.	役職	氏名	よみがな	選出区分
1	委員長	前場 政行	ぜんば まさゆき	有識者
2	職務代理	南波 正志	なんば まさし	市民公募
3	委員	潮田 春男	うしおだ はるお	有識者
4	委員	佐藤 夏奈子	さとう かなこ	市民公募
5	委員	曾我 晶子	そが あきこ	有識者

※任期：令和3年7月27日～令和5年7月26日

## ○厚木市セーフコミュニティ推進条例

平成24年10月11日

条例第18号

改正 平成24年12月25日条例第29号

### (目的)

第1条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

### (基本原則)

第3条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

### (市民の役割)

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

### (市の責務)

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

### (基本計画)

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」とい

う。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築  
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び次項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(平24条例29・全改)

附 則（平成24年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条、第8条並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年1月1日から施行する。

# 厚木市セーフコミュニティ推進委員会規則

平成24年10月11日

規則第56号

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市セーフコミュニティ推進条例（平成24年厚木市条例第18号）第8条第4項の規定に基づき、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) セーフコミュニティに関し、優れた識見を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、厚木市セーフコミュニティ推進条例主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

## 厚木市セーフコミュニティ推進委員会の会議等の公開に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の基準)

第2条 委員会の会議は、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号。以下「条例」という。）第26条の規定により公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例第7条各号に定める非公開情報に該当する事項を審議する場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

2 前項の規定により非公開とする場合は、委員会の委員長（以下「委員長」という。）が委員会に諮って決定する。

(公開の方法等)

第3条 委員会の会議の公開の方法等は、次のとおりとする。

(1) 委員会の会議を公開で行う場合は、会議会場（以下「会場」という。）に傍聴席を設けるものとする。

(2) 傍聴人の定員は、5人以内とする。

(3) 傍聴申出人が定員を超えた場合は、抽選で決定するものとする。

2 委員長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとし、必要と認めるときは、傍聴人に退席を命ずることができる。

(開催日時等の周知)

第4条 委員会の会議は、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の定員等を市政情報コーナーに掲示するとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 当該会議の開催の周知は、開催日のおおむね2週間前に行うものとする。

(資料の配布及び閲覧)

第5条 会議に提出した資料のうち、会議次第については傍聴者に配布するものとし、その他の資料については委員長があらかじめ認めた場合に限り、会議入場時に貸与し、退出時に返却させるものとする。

(遵守事項)

第6条 傍聴者の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 委員長の許可なく会議の写真若しくはビデオの撮影又は録音をしないこと。

(2) 委員会委員等の発言に対し、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。

(3) その他委員会の秩序を乱したり、会議の妨げになるような行為をしないこと。

(議事録の公開)

第7条 委員会の議事録の公開は、会議の概要を要点筆記した議事録を作成し、それを市政情報コーナーに備え置くことにより行うとともに、市ホームページに掲載し、周知に努めるものとする。

2 市政情報コーナーに備え置く議事録には、会議資料を添付するものとする。ただし、条例に定める非公開情報に該当すると判断される部分については、所要の措置を講じるものとする。

3 議事録等の公開期間は、公開を始めた日から1年間とする。

(庶務)

第8条 委員会の公開に関する庶務は、セーフコミュニティ推進主管課が行う。

附 則

この要綱は、平成25年7月24日から施行する。



# セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュール

資料1

(2023年3月1日現在)

	2023年										2024年		
	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
厚木市 SC・ISS関連				SC推進協議会(第1回)	SC推進委員会(第1回)				年間レポート提出		SC推進委員会(第2回)		SC推進委員会(第3回)
対策委員 会等関連	4 市内中小企業向け安全衛生研修会	18 職場(労働)の安全対策委員会			24 職場(労働)の安全対策委員会		19 市内中小企業向け安全衛生研修会		16 職場(労働)の安全対策委員会			15 職場(労働)の安全対策委員会	
他自治体 ・国際会議			20-21 久留米市SC現地審査	31- 久留米市現地審査	上旬 松原市SC現地審査				9 久留米市認証式典	21 亀岡市認証式典	未定 和田市事前指導		

※SC・・・セーフコミュニティ ISS・・・インターナショナルセーフスクール

# 厚木市セーフコミュニティ推進条例 運用状況に対する意見書

令和4年度

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

# もくじ

1 厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見について .....	1
2 厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果	
(1) 点検項目1 第4条（市民の役割）関連 .....	2
(2) 点検項目2 第5条（市の責務）関連 .....	4
(3) 点検項目3 第6条（基本計画）関連 .....	5
(4) 点検項目4 第7条（推進体制）関連 .....	7
(5) 点検項目5 第10条（情報の提供）関連 .....	8

令和5年3月17日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市セーフコミュニティ推進委員会

委員長 前 場 政 行

職務代理 南 波 正 志

委 員 潮 田 春 男

委 員 佐 藤 夏 奈 子

委 員 曾 我 晶 子

厚木市セーフコミュニティ推進条例運用状況に対する意見について

厚木市は、平成22年11月に日本で3番目となるセーフコミュニティの認証を取得し、以降継続して、セーフコミュニティ活動の推進に取り組み、平成24年には、日本で初となるセーフコミュニティに特化した条例が制定され、セーフコミュニティの理念の下、本条例に基づき、市民と行政等との連携・協働によるセーフコミュニティ活動の継続性が確保されています。

当委員会では、セーフコミュニティ活動を着実に推進するため、セーフコミュニティ推進条例の運用状況について毎年度点検を行ってきました。今年、条例制定から10年を迎えることから、条例の運用状況を振り返り、意見をとりまとめましたので報告します。

<点検結果>

点検の結果、条例の運用状況については、概ね順調であり、条例改正の必要性及び規定内容の見直しについても特段必要ないものとし、条例に基づきセーフコミュニティ活動の推進が図られていると評価されるところであります。

今後も、条例の第1条に規定されている「市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与する」の目的に沿いながら、セーフコミュニティ活動に携わる市民の裾野の拡大、市民参加機会の充実によりセーフコミュニティ活動の推進が更に図られていくことを期待します。

## 厚木市セーフコミュニティ推進条例点検結果

### 【市民の役割】

第4条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆<sup>きずな</sup>の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

### 【運用状況】

- ① 「見せる警戒」としてセーフティベスト着用運動を推進しています。防犯パトロールや登下校時の愛の目運動活動時などに、ベストを着用することで、周囲に警戒中であることを容易にアピールすることができ、犯罪の予防及び体感治安の向上を図っています。
- ② 次世代を担う大学生・高校生が自ら防犯パトロールを行うことで、地域との交流や他の学生とのつながりを育み、社会貢献への芽生えや防犯意識の高揚を図っています。
- ③ 青色回転灯搭載車を活用し、市内巡回パトロールを実施することにより地域における犯罪抑止効果を高め、犯罪の予防及び体感治安の向上等、地域における活発な安心・安全活動の裾野の拡大を図っています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	特になし

4 意見	<p>《改善が図られている点及び検討を要する点》</p> <p>(1) 各地区において、セーフティベスト着用運動が定着してきている。防犯パトロールや子どもたちの登下校時に、ながら見守りをするなど、「見せる警戒」として、不審者に対する抑止力となっている。</p> <p>(2) 次世代を担う高校生や大学生が、社会貢献を行うことは良い。親世代にも、影響を与えることができる。親子で参加ができるとより良いのではないかと。</p>
------	---

- |  |   |
|--|---|
|  | <p>(3) 青色回転灯搭載車によるパトロールで、見守りの活動範囲が広がり、地域における犯罪抑止効果が高められ、安心安全のまちづくりの活動の幅が広がり貢献できている。</p> <p>(4) 近隣との付き合いが希薄化している現状を踏まえ、2項の「地域社会の信頼関係及び絆の強化」を図る施策に力を入れていくと良い。</p> |
|--|---|

### 【市の責務】

第5条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

### 【運用状況】

① 犯罪の起こりにくい環境づくりを推進するため、「安心・安全セーフコミュニティ推進地区」を指定しています。市では、この推進地区に対して、補助金の交付やセーフティベスト、パトロール用の帽子、指定地区プレートの配布等の活動に必要な支援を行っています。

② 「事故やけがは予防できる」というセーフコミュニティの理念のもと、安心安全活動を行っている地域を支援するため、市職員及びセーフコミュニティ総合指導員を派遣し、防犯・防災・自殺予防に関する研修会を開催しています。

1 点検結果	<input checked="" type="checkbox"/> 順調 <input type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	特になし

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》 (1) 地域安心安全研修会は良い取組であるため、多くの地域住民に参加してほしい。また、内容も講義だけではなく、実践体験型を取り入れるなど、さらに充実させてほしい。
------	--

## 【基本計画】

第6条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及びその結果に基づく取組
- (6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築

## 【運用状況】

- ① セーフコミュニティの推進に係る方針や重点施策等を決定する機関として「セーフコミュニティ推進協議会」を設置しており、70団体77人の分野横断的な推進体制を組織しています。
- ② 統計データ等の分析から、抽出した課題に応じ、特定の領域に取り組む7つの対策委員会を設置しており、それぞれの領域における外傷リスク対策を検討・実施しています。
- ③ 厚木市の外傷データの分析や検証等を行う組織として「外傷サーベイランス委員会」を設置しており、分析結果等は、セーフコミュニティ推進協議会に報告するとともに、対策委員会等に対し、随時、情報提供を行っています。
- ④ セーフコミュニティ推進自治体ネットワークで開催される認証式典や現地審査等に積極的かつ継続的に参加することで、セーフコミュニティ活動や認証に関する情報交換や意見交換等を行い、自治体同士の連携を深めることにより、安心安全なまちづくり推進活動に努めています。
- ⑤ 3度目の国際認証取得後、「交通安全」と「自転車生活の安全」の取組強化を図るため対策委員会を合併し、「交通安全対策委員会」とすることで、セーフコミュニティの推進に関する組織の整備を行っています。



1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	特になし

4 意見	<p>《改善が図られている点及び検討を要する点》</p> <p>(1) 状況に応じ対策委員会の合併を図る等組織を見直すことは良い。</p> <p>(2) 小学校における安全授業は、インターナショナルセーフスクール(以下、ISS)認証校以外の学校への広げ方が難しい課題だが、計画立てて拡大をしてほしい。</p> <p>(3) ISS卒業生を委員に加えることを検討する等、対策委員会の活動に広がりが出ている。どのように、次世代へ取組を継続させていくか、今後も考えていく必要がある。</p>
------	--

### 【推進体制】

- 第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
- 3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

### 【運用状況】

第6条参照

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	特になし

4 意見	《改善が図られている点及び検討を要する点》 (1) 対策委員会の取組が多岐に渡っていることは良い。 (2) 今後、様々な課題が出てくると思われるが、それらに対応できるような推進体制を考えていく必要がある。
------	--

【情報提供】

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

【運用状況】

- ① セーフコミュニティをより身近なものとして捉え、事故等の未然防止を図るため、YouTubeやLINEの配信、リーフレット、ホームページ等の様々な媒体を活用し、事故等の発生原因や対策について、情報提供しています。

1 点検結果	<input type="checkbox"/> 順調 <input checked="" type="checkbox"/> 概ね順調 <input type="checkbox"/> 不十分 <input type="checkbox"/> その他
2 条例改正の必要性	<input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし
3 不十分な場合の見直し・改正を要する規定等	特になし

4 意見	<p>《改善が図られている点及び検討を要する点》</p> <p>(1) 広報の方法が、幅広くなり、多くの方の目に入るようになってきた。大変充実してきており、高く評価する。</p> <p>(2) YouTube、広報、新聞等の媒体に触れることのない人や、家庭等に周知するとともに、興味を持ってもらう工夫は今後も必要と考える。</p> <p>(3) YouTubeは、新型コロナウイルス感染症の拡大が続くなか、オンラインを利用してより多くの方に興味付けを行うことができた。</p>
------	--